

社会福祉施設等物価高騰対策支援給付金 F A Q

大 洲 市

令和 7 年 7 月

1. 社会福祉施設等物価高騰対策支援給付金について

Q. 1 社会福祉施設等物価高騰対策支援給付金の目的は。

物価高騰が長期化する中、光熱費や食材費高騰の影響を著しく受けながらも、サービスの提供を維持しながら運営を続けている社会福祉施設等を対象に、光熱費及び食材費高騰分の一部（4ヵ月分相当）を支援する社会福祉施設等物価高騰対策支援給付金（以下「給付金」という。）を支給するものです。

そのため、給付の目的をご理解いただき、上記支援相当期間については、利用者等へ価格転嫁されませんよう、ご協力をお願いします。

Q. 2 給付金の支給額、支給要件は。

給付金は、次に該当する施設に対し、光熱費及び食材費高騰分の一部として以下のとおりそれぞれサービス種別に応じて支給します。

（１）光熱費高騰分の支給対象施設

大洲市内に所在し、令和7年6月1日時点で運営中の別表に掲げる施設。

（２）食材費高騰分の支給対象施設

（１）に該当し、かつ、令和7年4月から6月までの毎月又は特定の月に、食材費の全部又は一部を負担し、食事を提供した施設。

注）給付金の申請は1施設1回限りです。

種別	対象施設	サービス種別	支給単価	
			光熱費	食材費
児童福祉施設等	入所施設	児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケア、自立援助ホーム、ファミリーホーム (定額+令和7年6月末の利用者数による加算)	140 千円 /施設	6 千円 /人
	通所施設	幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設 (定額+令和7年6月の平均利用者数※による加算)	70 千円 /施設	2 千円 /人
		児童厚生施設、放課後児童クラブ	70 千円 /施設	—
	その他	里親（委託を受けている世帯に限る。）	40 千円 /施設	—

障がい福祉施設・事業所等 ※基準該当、共生型障害福祉サービス事業所を含む。	入所施設	施設入所支援、共同生活援助、福祉型障害児入所、医療型障害児入所、短期入所施設 (定額+令和7年6月末の利用者数による加算)	140 千円 /施設	6 千円 /人
	通所施設	療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、地域活動支援センター (定額+令和7年6月の平均利用者数※による加算)	70 千円 /施設	2 千円 /人
	その他	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援施設	40 千円 /施設	—
高齢者福祉施設・事業所等 ※医療機関のみなし指定を除く。	入所施設	短期入所生活(療養)介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、特定入所者生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、生活支援ハウス (定額+令和7年6月末の利用者数による加算)	140 千円 /施設	6 千円 /人
	通所施設	通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護 (定額+令和7年6月の平均利用者数※による加算)	70 千円 /施設	2 千円 /人
	その他	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、介護タクシー、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、居宅介護支援、福祉用具貸与	40 千円 /施設	—
救護施設	入所施設	救護施設 (定額+令和7年6月末の利用者数による加算)	140 千円 /施設	6 千円 /人

(注) 法令等に基づき、国、県又は大洲市が認可若しくは指定等をし、又は設置若しくは事業開始の届出等を受理したものに限る。

※ 平成7年6月の平均利用者数は、小数点以下切り捨てとする。

Q. 3 食材費とは具体的に何を指すか。

自施設等での調理にあたっての材料費や調理費、弁当購入費等、各事業所における食材調達に係る費用を指します。ただし、各事業所によって食材調達方法は異なるため、何を食材費とするかは事業所運営の実態に即して柔軟にご判断ください。

Q. 4 支給された給付金の使途制限は。

使途制限はありませんので、各施設・事業所の運営にあたり、自由にご活用ください。なお、実績の報告等も不要です。

2. 給付金の支給対象施設について

Q. 5 給付金の支給対象施設は。

法令等に基づき、国、県又は大洲市が認可若しくは指定等をし、又は設置若しくは事業開始の届出等を受理した施設でその所在地が大洲市内にあり、令和7年6月1日時点で運営中の施設が対象となります。

また、次のいずれかに該当する者が設置する施設は対象外となります。

- ・大洲市暴力団排除条例（平成23年大洲市条例第22号）第2条に規定する暴力団、暴力団員若しくは暴力団員等又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者
- ・市税（国民健康保険税を含む。）に未納がある者（法人を含む）
- ・上記のほか、本給付金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が認めた者

Q. 6 休止中の事業所は、運営中の施設に含まれるか。

令和7年6月1日時点で休止中の施設は対象となりません。

Q. 7 店舗や施設は大洲市内にあるものの本社が大洲市内にない場合、申請できるか。

本社が大洲市外であっても、大洲市内に所在する施設がある場合、当該施設分については支給対象となります。ただし、市外に所在する施設については本給付金の支給対象外であり申請できません。

Q. 8 施設分の経費をグループ会社が支払いをしている場合、申請できるか。

グループ会社（母体の法人等）が、施設の運営経費を支出している場合、施設が負担しているものとして申請できます。

Q. 9 Q. 2の表中の施設と類似の施設を運営しているが、対象となるか。

給付金の対象となる施設は介護報酬など、法令等で定められた単価（以下、「公定価格」という。）を主な収入源としている施設であり、物価高騰の影響による運営経費を利用者へ価格転嫁することが困難であることから、緊急的に支援するものであり、この表にない施設は対象となりません。

Q. 10 現在廃業を視野に入れて運営しているが、申請可能か。

Q. 2の支給対象施設の条件を満たしている場合は、申請することができます。

3. 給付金の申請について

Q. 11 申請の受付期間はいつまでか。また、給付金の支給はいつか。

申請受付期間は、令和7年7月1日（火）～令和7年10月31日（金）までです。

給付金の支給は、審査を終えたものから順に開始し、12月26日までの完了を予定しています。ただし、申請書に不備があり修正に時間を要した場合は遅れる可能性があります。

Q. 12 申請書類は何が必要か。

以下の2種類の書類をご準備ください。

①大洲市社会福祉施設等物価高騰対策支援給付金支給申請書（様式第1号）

②振込先が分かる書類（預金通帳等）の写し

※通帳の表紙と裏の見開き（カタカナでの名義・口座番号の記載部分）の写し

※電子メールでの提出の場合は、写真データによる提出が可能です。

Q. 13 申請書類はどこで入手できるのか。

市ホームページで公開しています。ホームページよりダウンロードしてください。

[ホーム](#)>[組織でさがす](#)>[高齢福祉課](#)>[社会福祉施設等物価高騰対策支援給付金について](#)

URL <https://www.city.ozu.ehime.jp/soshiki/koureifukushi/67594.html>

Q. 14 光熱費高騰分と食材費高騰分は、両方受給できるか。

[Q. 2](#)の支給要件に合致する場合、光熱費高騰分と食材費高騰分を両方受給することができます。

Q. 15 利用者に対して施設利用料として定額を請求しており、食材費等内訳の明示がないが、どのように判断すればよいか。

食材費については、自施設で調理するケースや調理を外注するケース、あるいは弁当を購入するケースなど、その実態は施設により異なるため、各事業所において「何が食材費に当たるのか」また「食材費のうち、一部でも施設側の負担があるかどうか」等を柔軟にご判断ください。

Q. 16 食事提供を外部に委託している場合、そちらを振込先にすることは可能か。

施設の食事提供における負担の給付金であるため、委託先への振込はできません。

Q. 17 物価高騰を受け施設利用者の負担額を定額で増額したが、光熱費高騰分と食材費高騰分を区別していない。両方受給可能か。

施設側として一部でも負担（持ち出し）があれば、光熱費高騰分と食材費高騰分の両方を受給することができます。

Q. 18 光熱費高騰分と食材費高騰分は、同時に申請する必要があるか。

申請は各施設で1回のみのため、申請漏れのないよう、ご注意ください。

Q. 19 複数の施設を運営している場合、施設ごとの申請になるのか、法人単位での申請になるのか。

法人が運営する施設をとりまとめて1回で申請してください。

ただし、1枚の申請書に記載できる振込口座は1口座のみとなりますので、経理の都合上、振込口座を分けたい場合は、下記の4つの種別区分に分けて、最大4枚の申請書を提出いただくことは可能です。

また、1枚の申請書には、10施設を記載することができますが、11施設以上を記載する場合は、上記の通り、種別区分に分けて提出してください。

<種別区分>

・高齢者福祉施設等 ・障がい福祉施設等 ・児童福祉施設等 ・救護施設

なお、提出先は、[Q. 35](#)をご参照ください。

Q. 20 複数の施設を運営している場合、施設単位で支給を受けられるのか、運営する施設の中から1つ支給対象施設を選択し、その分しか申請できないのか。

施設単位の支給になります。

例えば、A法人が介護老人保健施設と通所リハビリテーションを運営している場合、介護老人保健施設と通所リハビリテーションどちらの支給も受けられます。

Q. 21 同じ訪問看護事業所で、医療と介護両方のサービスを提供している場合で、本年度に「大洲市医療施設等物価高騰対策支援給付金」を申請したが、本給付金も申請できるか。

医療を申請した場合は、介護は申請できません。

Q. 22 同じ建物内で、複数の施設を運営している場合は、施設単位で支給を受けられるか。

Q. 2 表に掲げる施設に該当していれば、施設単位で支給を受けることができます。

Q. 23 対象期間内においては、施設が食材費を負担しているものの、期間経過後に負担額と同額を利用者から徴収する予定である場合、対象となるか。

後日、施設負担額と同額を利用者から徴収する場合は、対象期間内に施設が食材費を負担した（施設の持ち出しがある）とは言えないため、対象外となります。

Q. 24 介護予防サービス又は介護予防・日常生活支援総合事業は対象となるか。

介護予防サービス等は、本体の要介護サービスに含んでおり、重ねての受給はできません。

なお、介護予防サービス等のみ実施している場合は、申請書の施設区分は対応する要介護サービスを選択して申請してください。

【例】「通所型サービス（独自）」のみ実施している場合は、「通所介護」を選択

Q. 25 本体施設に併設する短期入所サービスは対象となるか。

空床利用型の場合は、短期入所サービスとしてではなく、本体サービスに含めて申請してください。

単独型・併設型（短期入所用の部屋やベッドを設置）については、対象となります。

Q. 26 病院や診療所（病院等）において実施している介護サービスは対象となるか。

病院等の保険医療機関に係るみなし指定（いわゆる医療みなし）による介護サービス（通所リハビリテーション等）については、対象となりません。

一方で、病院等を運営する医療法人等が、別途指定又は届出の手続きを経て運営する通所介護事業所や有料老人ホームは支給対象となります。

Q. 27 メール申請の際の宛先とする「責任者」、「担当者」とは誰か。

「責任者」とは当該業務における責任を負う役職員を指し、「担当者」とは本給付金の受給にあたっての事務を直接担当する者を指します。

Q. 28 メール申請の際、責任者の個人アドレスではなく、施設（会社）の共用アドレス又は代表アドレスを入力して送信してもよいか。

メール申請の内容が責任者にも確認できるアドレスであれば、共用アドレスや代表アドレスでも差し支えありません。

Q. 29 メール申請にあたり、個人事業主のため責任者と業務担当者が同一となっているが、申請書に記載するアドレスは1つでよいか。

個人事業主本人が当該業務の担当者となる場合、申請書の「責任者」欄と「担当者」欄にはそれぞれ個人事業主本人の情報を記載してください。

4. 申請書類について

Q.30 光熱費請求書等証拠書類や、実績報告書を提出する必要があるか。

証拠書類や実績報告書の提出は不要です。

ただし、申請に係る証拠書類（食材費等に係る領収書、請求書等）は、給付金の支給年度の翌年から起算して5年間保存しておいてください。必要が生じた場合、提出をお願いすることがあります。

Q.31 インターネットバンキングを利用しているが、口座が分かる書類とは何を用意すればよいか。

口座名義及び口座番号が確認できる画面のコピーや画像データを提出してください。

ただし、画像データを提出する場合は、画像が鮮明であり内容が読み取れるものであるかどうかをあらかじめ確認してください。

Q.32 郵送による提出の場合、通帳を撮影した画像を印刷したものを提出してもよいのか。

差し支えありません。ただし、画像が鮮明であり内容が読み取れるものであるかどうかをあらかじめ確認してください。

Q.33 過去、同様の給付金申請時に提出した通帳の写しについて、再度提出する必要があるのか。

本給付金の申請に係る資料については、前回申請の際に提出した場合でも、再度提出をお願いします。

Q.34 申請後、一部施設の記載漏れや表記誤りなどの申請内容の誤りに気付いた場合はどうすればよいか。

Q.35の【お問合せ先】までご連絡をお願いします。

5. その他

Q. 35 社会福祉施設等物価高騰対策支援給付金に係る問い合わせ及び申請書の提出先は。

【お問合せ先】

- | | | |
|-----------------|----------------|--------------------|
| ・ 高齢者福祉施設等 | 市民福祉部高 齢 福 祉 課 | TEL : 0893-24-1714 |
| ・ 障がい福祉施設等・救護施設 | 社 会 福 祉 課 | TEL : 0893-24-1758 |
| ・ 児童福祉施設等 | 子育て支援課 | TEL : 0893-24-5718 |

※受付時間 午前9時～午後5時（土日祝を除く）

【提出先】

＜電子メールの場合＞

- | | |
|-----------------|------------------------------------|
| ・ 高齢者福祉施設等 | kourei hukushika@city.ozu.ehime.jp |
| ・ 障がい福祉施設等・救護施設 | syakai hukushika@city.ozu.ehime.jp |
| ・ 児童福祉施設等 | kosodate shienka@city.ozu.ehime.jp |

＜郵送の場合＞

〒795-8601

大洲市大洲 690 番地の 1

大洲市役所 高齢福祉課／社会福祉課／子育て支援課 宛

注) 申請書は上記種別区分により、該当する担当課へお送りください。(Q. 19)の振込口座を分けた場合を含む。)

なお、1 枚の申請書に種別区分が複数ある場合は、「高齢福祉課」へお送りください。

Q. 36 申請書類は持参により提出できるか。

持参による受付は原則ご遠慮いただいております。郵送又はメールによる申請をお願いします。

Q. 37 同様の趣旨の給付金を他団体（国・県等）から受けている、又は受ける予定があるが、この給付金を受給することはできるか。

他団体からの同趣旨の給付金の受給（予定を含む）の有無に関わらず、本給付金を受給することが可能です。ただし、本給付金を受給した場合に他の給付金を受けることができるか否かは、他の給付金の支給要件をご確認ください。

Q. 38 本給付金の税金上の取り扱いは。課税対象となるか。

この給付金は、税務上、益金（個人事業主の場合は総収入金額）に算入され課税対象となる可能性がありますので、詳細については税務署にご確認ください。

Q. 39 給付金の申請について、電話がかかってくることはあるのか。

あります。

申請書に不備があった場合、修正をお願いするために、各担当課（大洲市市民福祉部 高齢福祉課／社会福祉課／子育て支援課）から連絡することがあります。

問い合わせをする場合は

- | | | |
|-----------------|----------------|--------------------|
| ・ 高齢者福祉施設等 | 市民福祉部高 齢 福 祉 課 | TEL : 0893-24-1714 |
| ・ 障がい福祉施設等・救護施設 | 社 会 福 祉 課 | TEL : 0893-24-1758 |
| ・ 児童福祉施設等 | 子育て支援課 | TEL : 0893-24-5718 |

の番号からになります。特殊詐欺にはご注意ください。